

仙塩広域都市計画用途地域の変更理由 (空港西一丁目周辺地区の用途地域の変更)

岩沼市空港西一丁目周辺地区は、平成22年に決定した仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、市街化区域編入予定地区（工業地）に位置付けられました。その後、平成27年に岩沼市の中坪地区において、開発行為による市街地整備の確実性が得られたことから、名取市と一体的に市街化区域（工業専用地域）に編入されました。

その後、令和6年に改訂された同方針においては、これまでの工業地としての土地利用に加え、民営化および24時間運営が可能となった仙台空港周辺の産業機能強化を推進することが位置づけられました。

さらに、岩沼市国土利用計画（第五次）において、当該地区が位置する東部地域の空港周辺地区は、既存工業団地の操業環境の維持・増進を図るとともに、空港や高速道路など、優れた交通網を最大限に活かし、空港民営化による周辺の活性化にあわせた企業誘致や観光振興などに一体的に取り組みながら、本市の新たな活力創出に向けた産業拠点の形成を目指す区域に位置付けられています。

今後、本市上位計画に掲げられている「既存工業団地の維持・増進」および「仙台空港の民営化による周辺の活性化にあわせた企業誘致や観光振興」を実現するにあたり、従来の工業地としての土地利用に加え、仙台空港に関連した沿道サービス型の土地利用を誘導するため、用途地域を工業専用地域から準工業地域へ変更します。なお、当該取り組みは、隣接する名取市と一体的に実施するものです。